

別記様式第1号(第四関係)

石橋地区活性化計画

栃木県 下野市

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	石橋地区活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名	下野市	地区名(※1)	石橋地区	計画期間(※2)	平成28年度～平成30年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	---------------

目標：(※3)
 農産物直売所、農産物加工所を一体的に整備し、地域で生産される新鮮な農産物や地場産の材料を使用した付加価値の高い加工品の販売等により、地場産業の活性化と地産地消の推進を図るとともに地域振興の拠点として都市住民との交流促進、誘客拡大を図り、交流人口の増加と消費拡大による地域活性化を図る。また、加工部会は農家の女性を中心に組織されており、施設運営と合わせ女性の能力の積極的な活用に向けた取り組みを推進する。
 具体的な数値目標については、第1評価指数として、交流人口の増加を設定し、本地区外からの入込客数として13,840人(現状値H25～H27/14,160人、目標値H29～H31/28,000人)増を目指す。第2評価指数として、地域産物の販売額の増加を設定し、地域産の農林水産物の販売額として84,167千円(現状値H25～H27/97,833千円、目標値H29～H31/182,000千円)増を目指す。第3評価指数としてイベント開催回数を設定し、イベント開催回数においては夏と秋の定期イベントと年2回の不定期イベントの合計4回の開催を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：
 下野市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり、東に鬼怒川と田川、西に姿川が流れる高低差のあまりない古来より開けた平坦地で、自然災害も少ない地域である。このような恵まれた地勢と気候を活かし、多様な農業が展開されている。農業生産面においては、かんぴょうの生産が減少傾向にあるものの、米麦を中心にほうれん草、タマネギ等の露地野菜、キュウリ、トマト、いちご等の施設園芸が拡大している。また、消費者の地産地消に対するニーズは高く、道の駅しもつけや直売施設の整備が進み、年々、直売の比重が増加している。しかし、農業経営は自給的かつ小規模な農家が大部分を占め、農家数1,532戸のうち第2種兼業農家が58.2%を締める。また、農業者に占める65歳以上の割合は36.8%であり高齢化も進行している。
 市の西部に位置する本地区は、国道4号沿道の市街地と壬生町に挟まれる農業振興地域で、東に国道4号とJR宇都宮線、中央を国道352号が通り、北から南へ続く平坦地には優良な田園が広がるとともに、多くの農業集落が点在している。また、全市的な傾向と同様に、農業経営は自給的かつ小規模な農家が大部分を占めるが、農地集積が進んでおり、若手の農業経営者も増えつつある。

現状と課題
 本地区は農業が地域経済基盤の重要な要の一つであり、良好な都市近郊農業地帯であるものの、米価の低迷や生産資材・施設コストの高騰、高齢化による担い手不足など農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、農業経営の継続等に懸念が示されていた。このため、県営石橋南部地区ほ場整備事業により、担い手への農地の集積・集約化や土地利用の効率化を図り、担い手農家の育成と生産組織の強化を進めているところである。
 しかし、就業支援による働きやすい労働機会の提供や次代の農業従事者による農業活性化のためには、「稼げる農業」「楽しめる農業」としての仕事の環境づくりが求められているが、本地域では収穫された農産物を直売する施設が少なく、また農産物加工品については加工施設がない状況であることから、消費拡大や他地域とも共存できる新たな出荷・販売手法の確立が急務となっている。

今後の展開方向等(※4)
 年間を通じて安定的に農産物を販売できる農産物直売所や効率的な製造が可能な加工施設を整備することで、優良な農産物の生産と地域ブランドの育成を促すとともに、農業従事者の労働意欲や新たな農業の担い手の就業意欲を高め、加えて、地域連携のための住民同士の交流や都市住民との交流促進、誘客拡大を積極的に図っていく。また、これらにより、農業従事者の経営力の強化や耕作放棄地の解消等を図り、持続可能な地域づくりを実現していく。

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
下野市	石橋地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	下野市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
下野市	石橋地区	石橋地内集会施設整備事業(市単独事業)	下野市	事業期間 H28年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

石橋地区(栃木県下野市)	区域面積 (※2)	1,455ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積1,455haのうち農林地面積は1,218haで全体の83.7%を占めている。(資料:市税務課課税台帳調べ) また、石橋地域内において、全就業者数10,375人に対して農林業従業者は598人で5.8%を占めている。(資料:H22国勢調査)		
②法第3条第2号関係: 地域の高齢化が進み、平成17年に18.0%であった高齢化率(65歳以上)が、平成22年は21.0%に増加している。また、地域の定住人口も平成17年度(20,494人)～平成22年度(19,705人)と減少傾向にあることから、生産性の高い農業の確立と販路拡大により、農業所得と経営意欲の向上を図り、また、都市と農村による地域間交流を図ることが重要な地区である。(資料:H17・H22国勢調査)		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、農業振興地域内の水田地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)		土地所有者		土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
					氏名	住所	氏名	住所					

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度の翌年度に目標である交流人口の増加及び地域産物の販売額の増加、イベント開催回数について、地域資源活用総合交流促進施設((仮称)石橋地内都市農村交流施設)の地区外からの入込客数、地域産物の販売額、イベントの開催回数により評価を行う。また、学識経験者等第三者からの意見を付して、その結果を公表する。

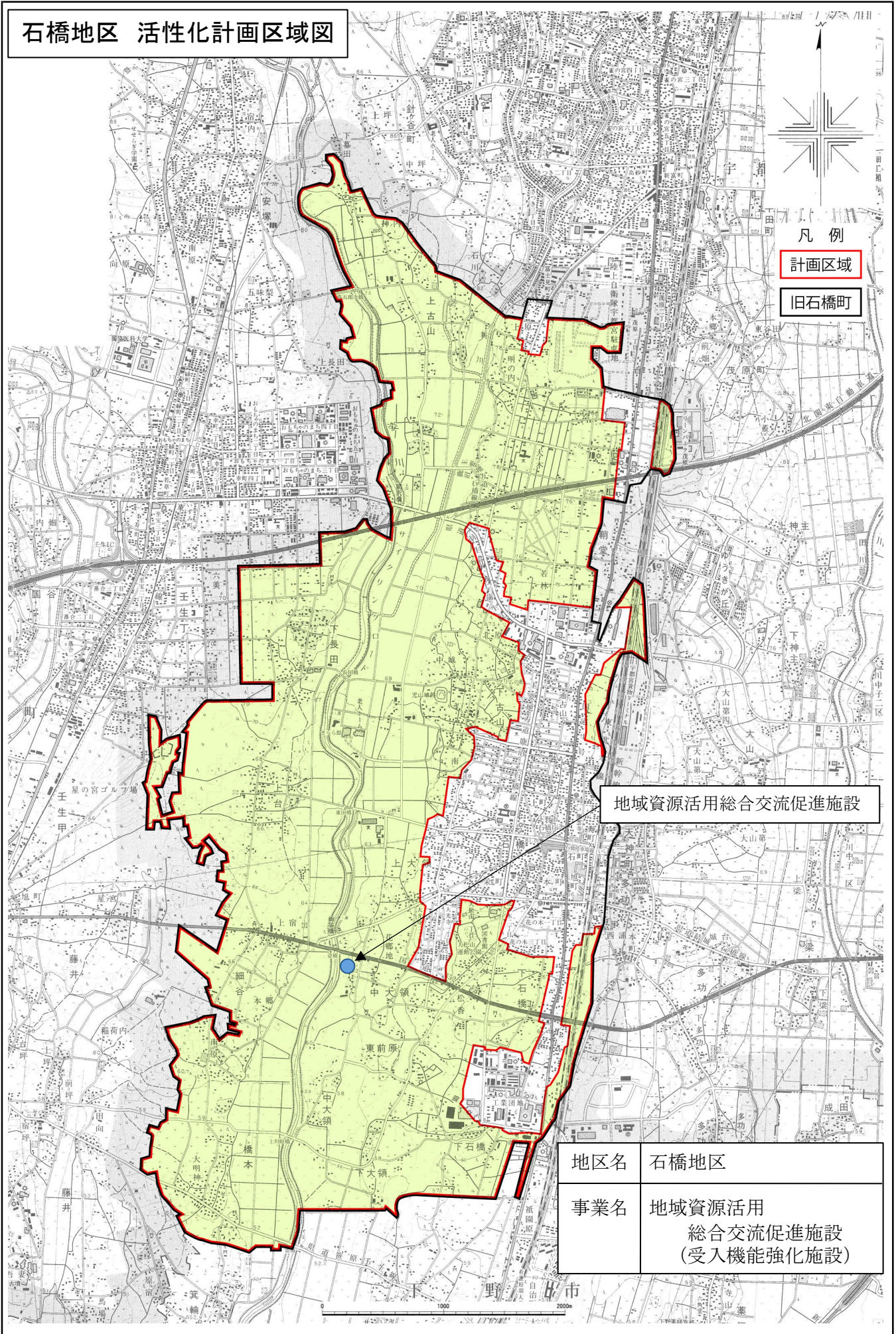
【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

石橋地区 活性化計画区域図



- 凡例
- 計画区域
 - 旧石橋町

地域資源活用総合交流促進施設

地区名	石橋地区
事業名	地域資源活用 総合交流促進施設 (受入機能強化施設)